令和 8年 4月10日　　指令産廃第8-154号

許可番号　01105003453

産業廃棄物収集運搬業許可証

複製厳禁

住　所　千葉県白井市名内３２４番地１９

氏　名　京葉ケミカル株式会社

代表取締役　野辺　晃司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事　大野　元裕

許可の年月日　　令和　8年　4月１０日

許可の有効年月日　　令和１１年１０月２９日

１．事業の範囲

（１）事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

（２）取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず
鉱さい
がれき類
以上１３種類

※　産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※　産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

特になし

４．許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
昭和52年 9月19日	指令環第1946号	新規許可
平成20年10月20日	指令東環第1-91号	変更許可（４種類の追加）
平成23年10月21日	指令産廃第8-62号	変更許可（３種類の追加）
令和 6年10月31日	指令産廃第9-1091号	更新許可
令和 8年 4月10日	指令産廃第8-154号	変更許可（３種類の追加）

５．積替え許可の有無　　無

※　県内の政令市における許可の有無を記載

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（以下余白）